ASU 2015-15

利息－利息計算（サブトピック **835-30**）－与信枠契約に関連する社債発行費用の表示及び事後測定（**2015** 年 **6** 月 **18** 日の **EITF** 会議におけるスタッフ声明に準拠した **SEC** パラグラフの改訂）

2015 年 4 月 7 日に FASB は、認識された社債に係る社債発行費用を社債の帳簿価格から直接控除して表示することを要求する、ASU 2015-03「利息－利息計算（サブトピック 835-30）：社債発行費用の表示の簡素化」を公表しました。ASU 2015-03 ガイダンス（パラグラフ 835-30-45-1A 参照）では、与信枠契約に関連する社債発行費用の表示及び事後測定について明確ではありませんでした。

与信枠契約に関連する社債発行費用について ASU 2015-03 内で正式なガイダンスが欠如していたことから、SEC スタッフは、与信枠契約の借入残高の有無にかかわらず、企業が社債発行費用を繰り延べ資産として表示し、事後的に与信枠契約期間にわたり繰延社債発行費用を定率償却する処理を否定しないと公表しました。ASU 2015-15 は、これらの SEC コメントを米国会計基準コード化体系の「S」セクションに追加するものです。

ASU 2015-14

顧客との契約から生じる収益（トピック **606**）：適用日の延期

本改訂は、全ての企業に対し ASU 2014-09 で規定された適用日を 1 年延期させるものです。

公開企業、特定の非営利事業、特定の従業員給付制度以外の企業については、ASU 2014-09 ガイダンスは、2018 年 12 月 15 日より後に開始する会計年度より（期中報告については、2019 年 12 月 15 日より後に開始する会計年度に属する期間より）適用されます。また、ASU 2014-09 ガイダンスは、2016 年 12 月 15 日より後に開始する会計年度より（期中報告については、同会計年度に属する期間より）早期適用も認められており、さらに、2016 年 12 月 15 日より後に開始する会計年度より早期適用し、期中報告については、初度適用した会計年度の 1 年後に開始する会計年度に属する期間より適用することも認められています。

ASU 2015-13

デリバティブ及びヘッジ（トピック **815**）：ノーダルエネルギー市場内の特定の電力契約に対する通常の購入及び販売範囲における例外規定の適用

本改訂は、独立系システムオペレータによる地点限界価格の使用は、関連電力の法的所有権が送電時に独立系システムオペレータへ移行する場合においても、ノーダルエネルギー市場を通じた送電又は同市場内地点への配電を必要とする先渡取引における電力の購入又は販売契約のネット決済には当たらないことを明確化したものです。さらに、独立系システムオペレータによる地点限界価格の使用は、通常の購入及び販売範囲の例外規定における物理的引渡の要件を充足するものであるとしました。物理的引渡要件、及び、通常の購入及び販売範囲における例外規定のその他の要件が満たされている場合には、企業がそのような契約を通常の購入又は販売とみなすことが認められます。

本改訂は、公表と同時に適用となり、遡及適用は認められません。

ASU 2015-12

制度会計：確定給付年金制度（トピック 960）、確定拠出年金制度（トピック 962）、福利厚生制度（トピック 965）－1. 完全給付対応型の投資契約、2. 制度投資の開示、3. 測定日の実務上便宜

本改訂は、3 つのパートに分かれており、パート 1 の改訂では、完全給付対応型の投資契約に対し、契約価値のみを要求されている測定として指定しています。パート 2 の改訂は、以下 2 点の制度開示要件を撤廃するものです。(a) 給付に利用可能な純資産の 5 パーセント以上を占める個別投資、及び、 (b) 拠出者指示型及び非拠出者指示型投資の両者に対する、一般的種類毎の投資純騰落。パート 3 の改訂は、会計期間の末日が月末日と一致してしない場合に、制度の会計期末日に最も近い月末日時点で、投資及び投資関連勘定（例：ブローカーとの保留取引に対する負債）を測定するという実務上の便宜を容認するものです。

本改訂は、2015 年 12 月 15 日より後に開始する会計年度より適用となり、パート 1 及び 2 は遡及適用され、パート 3 は遡及適用されません。なお、早期適用も認められています。

ASU 2015-11

棚卸資産（トピック 330）：棚卸資産測定の簡素化

本改訂は、適用範囲の棚卸資産を、取得原価又は正味実現可能価格のいずれか低い方で測定することを要求するものです。正味実現可能価格とは、通常のビジネスにおける予想売価から、合理的に見積可能な完成までに要する費用、除却費用、輸送費用を差し引いた金額を指します。なお、後入先出法（LIFO）及び小売棚卸法を用いて測定される棚卸資産の事後測定には変更はありません。

本改訂は、後入先出法（LIFO）及び小売棚卸法で測定される棚卸資産には適用されず、先入先出法（FIFO）及び平均原価法により測定される棚卸資産を含む他の全ての棚卸資産に適用されます。

非公開企業について、本改訂は 2016 年 12 月 15 日より後に開始する会計年度より（期中報告については、2017 年 12 月 15 日より後に開始する会計年度に属する期間より）適用されます。本改訂は、遡及適用されず、早期適用は期中報告期間又は年次報告期間の期首時点から認められています。

ASU 2015-10

技術的修正及び改善

本改訂は、米国会計基準のコード化体系の明確化、ガイダンスの意図せぬ適用の修正、又は、現在の会計実務上重要な影響を与えたり、多くの企業において多額の管理コストを生じさせることが見込まれない、コード化体系への軽微な改善を目的とした変更を示すものです。更に、同改訂は、一貫性に欠ける部分の解消、必要な解釈の挿入、そしてコード化体系におけるガイダンスの表示の改善を行うことにより、コード化体系をより理解し易く、また、適用し易くすることを目的としています。

本改訂の中で、経過措置ガイダンスを必要とする事項については、全ての企業について、2015年 12 月 15 日より後に開始する会計年度より（期中報告については、同会計年度に属する期間より）適用されます。また、期中報告を含む早期適用も認められています。それ以外の全ての改訂は、公表と同時に適用となります。

ASU 2015-09

金融サービスー保険（トピック 944）：短期契約に関する開示

本改訂は、保険会社に対し未払請求及び請求調整費用に係る債務について、年次報告期間の情報の開示を要求するのものです。更に、同改訂は保険会社に対し未払請求及び請求調整費用に係る債務を算定するために使用された方法及び仮定の重要な変動について、当該変動の理由及び財務諸表上の影響を含め、情報を開示することを要求しています。当該開示に加え、同改訂は保険会社に対し未払請求及び請求調整費用に係る債務について、年次及び期中報告期間におけるロールフォワード情報の開示を要求しています。健康保険請求においては、未払請求及び請求調整費用に係る債務に含まれる、発生したが報告されていない債務及び報告された請求に対する変動見積の合計を開示することが要求されています。

非公開企業について、本改訂は 2016 年 12 月 15 日より後に開始する会計年度より（期中報告については、2017 年 12 月 15 日より後に開始する会計年度に属する期間より）適用されます。また、早期適用も認められています。

ASU 2015-08

企業結合（トピック 805）：プッシュダウン会計ースタッフ会計公報 No.115 に準拠した SEC パラグラフの改訂

本改訂は、スタッフ会計公報 No. 115、“トピック 5: 様々なプッシュダウン会計問題に関する種々の会計処理”の公表に準拠し、様々な SEC パラグラフを改訂するものです。

ASU 2015-07

公正価値測定（トピック 820）：1 株あたり純資産価値（又はその同等物）で測定された特定の事業体への投資に関する開示

本改訂は、1 株あたりの純資産価値による実務上の簡便法を用いて公正価値が測定される全ての投資を、公正価値ヒエラルキーの中で区分することを求める要求事項を削除するものです。更に、同改訂は 1 株あたりの純資産価値による実務上の簡便法を用いた公正価値での測定が認められている全ての投資に対し、特定の開示を求める要求事項を削除するものです。当該開示は、企業が実務上の簡便法を用いて公正価値を測定することを選択した投資に限定されています。

非公開企業について、本改訂は 2016 年 12 月 15 日より後に開始する会計年度より（期中報告については、同会計年度に属する期間より）適用されます。報告企業は、表示される全ての期

間について本改訂を遡及適用することが要求されています。また、早期適用も認められています。

ASU-2015-06

一株あたり利益（トピック 260）：マスター・リミテッド・パートナーシップのドロップダウン取引に関する、過去のユニット当たり利益への影響

本改訂は、2 クラス法で過去のユニットあたりの利益を計算する際には、ドロップダウン取引日前の譲渡事業の損益は全てジェネラルパートナー（無限責任パートナー）に配分されるべきであるとしています。この場合、以前に報告されたリミテッドパートナー（有限責任パートナー）に対するユニットあたりの利益（一般的に財務諸表に記載されるユニット当たり利益）は、同ドロップダウン取引による影響を受けません。また、2 クラス法でユニットあたりの利益を計算する目的において、ドロップダウン取引発生の前後で損益への権利がどのように異なるかを開示することが必須となります。

本改訂は、2015 年 12 月 15 日より後に開始する会計年度より（期中報告については、同会計年度に属する期間より）適用されます。また、早期適用も認められています。本改訂は、表示される全ての財務諸表につき遡及適用が求められています。

ASU 2015-05

無形資産－のれんとその他－自社利用ソフトウェア（サブトピック 350-40）：クラウドコンピューティング契約における支払費用の顧客側会計処理

本改訂は、クラウドコンピューティング契約にソフトウェアライセンスが含まれるかどうかについてのガイダンスを顧客側に提供するものです。クラウドコンピューティング契約にソフトウェアライセンスが含まれる場合は、契約内のソフトウェアライセンスについて、その他のソフトウェアライセンス取得時と同様の会計処理をすべきであり、反対にクラウドコンピューティング契約にソフトウェアライセンスが含まれない場合は、当該契約をサービス契約として会計処理すべきとしています。本改訂は、顧客側によるサービス契約の会計処理を改訂するものではありません。本改訂の結果として、サブトピック 350-40 の範疇における全てのソフトウェアライセンスには、無形資産に関するその他のライセンスと同様の会計処理が適用されます。

非公開企業について、本改訂は 2015 年 12 月 15 日より後に開始する会計年度より（期中報告については、2016 年 12 月 15 日より後に開始する会計年度より）適用されます。また、早期適用も認められています。企業は本改訂を以下のどちらかの方法により適用することが選択できます。（1）適用日以降に締結した全ての契約、もしくは、適用日以降に発生した重要な変更事項に対して適用、又は（2）遡及適用。

ASU2015-04

給与－退職給付（トピック 715）：雇用者の確定給付債務及び年金資産の測定日に関する実務的簡便法

本改訂は、会計年度末日が月末日と一致していない企業に対し、会計年度末と最も近い月末日をもって確定給付年金資産及び債務を測定する簡便法の使用と毎期継続的に当簡便法を適用する事を容認するものです。複数の年金制度を持つ企業の場合、この簡便法は全てのプランに一貫して適用される必要があります。なお、従業員給付制度は、本改訂の範囲外です。

非公開企業について、本改訂は 2016 年 12 月 15 日より後に開始する会計年度の財務諸表より（期中報告については、2017 年 12 月 15 日より後に開始する会計年度中の財務諸表より）適用されます。また、早期適用も認められています。なお、本改訂は遡及適用されません。

ASU 2015-03

利息－利息計算（サブトピック 835-30）：社債発行費用の表示の簡素化

本改訂は、社債発行費用の表示の簡素化を目的としており、認識された社債に係る社債発行費用を、貸借対照表上、債務の割引と同様に、債務の帳簿価額から直接控除して表示することを求めています。同改訂は、社債発行費用の認識及び測定に関する指針には影響を与えません。

非公開企業について、本改訂は 2015 年 12 月 15 日より後に開始する会計年度の財務諸表より（期中報告については、2016 年 12 月 15 日より後に開始する会計年度中の財務諸表より）適用されます。これまでに発行していない財務諸表については、早期適用が認められています。

ASU 2015-02

連結（トピック 810）：連結分析の改訂

本改訂はリミテッドパートナーシップ、有限責任会社、資産証券化の組織（債務担保証券、ローン担保証券、モーゲージ担保証券等）等の法人の連結会計指針の向上のために発行されました。

現行 4 つある連結モデルを２つに減らすことに加えて、以下の FASB 会計基準コードを簡素化することにより現在の会計基準を向上させます。

（1）財務的支配持分を決める際には損失のリスクへ重点を置く。

（2）変動持分事業体（VIE）の財務的支配持分を決定する際に、関連者に関わる指針の適用頻度を減らす。

（3）リミテッド·パートナーシップまたは VIE を通常利用する業界で公共および民間企業の連結の判定を変更する。

非上場企業体と NOP 団体は、この改訂は 2016 年 12 月 15 日以降に開始する期末会計報告より（期中報告については 2017 年 12 月 15 日以降に開始する会計年度中の期中報告）適用されます。期中報告も含め、早期適用は認められています。

ASU 2015-01

損益計算書－異常且つまれな項目（サブトピック 225－20）異常項目を削除することによる損益計算書の簡略化

本改訂の目的は、サブトピック 225-20 での損益計算書上の提示要件を異常項目の概念を排除することにより簡素化することです。異常項目とは異常な性質や発生頻度が低い事象や取引を指します。異常項目という分類を削除する事により、異常項目の概念を同時に無くし、損益計算書の表示を簡素化します。

この改訂は、2015 年 12 月 15 日以降に開始する期末会計報告より（期中報告については 2015 年 12 月 15 日以降に開始する会計年度中の期中報告より）適用されます。遡及適用の選択も可能です。決算年度の期首から適用される場合であれば、早期適用も認められています。

<u>2014</u>

ASU 2014-18

企業結合（トピック 805）：企業結合における識別可能な無形固定資産の会計処理

本改訂の目的は、企業結合に際し、取得した識別可能無形資産を認識する現行の会計処理の便益が相対する費用にそぐわないないとする民間企業の利害関係者の懸念に対処しています。本改訂は、企業結合などの取引の結果として取得した識別可能無形資産の認識または公正価値評価における代替会計処理について指針を提供しています。

事業体はこの改訂が認める代替的会計処理を適用する場合、非上場事業体が選択適用できるのれんの償却に関する会計処理も適用しなければなりません。この改訂が認める識別可能な無形資産の代替的会計処理の選択は、2015 年 12 月 15 日以降に開始する会計年度に発生した最初の取引時点で選択されなければなりません。

ASU 2014-17

企業結合（トピック 805）－プッシュダウン会計

このアップデートは、営利、非営利活動を行う被買収事業体の財務諸表においてプッシュダウン会計の採用の可否を決定する指針となります。

FASB ASC 805－50-S99-1 から S99-4 を通じ、SEC 登録企業に対しプッシュダウン会計を適用すべきか否か、またどの時点でその決定するかに関して限られた指針が与えられています。しかし、SEC 登録企業以外でのプッシュダウン会計の採用は様々な実務処理が行われており、本改訂は SEC 登録企業とそれ以外の企業に対して指針を提供しています。

この改訂は 2014 年 11 月 18 日から有効となりました。有効日以降、買収先事業体は将来支配が変更した時点かまたは直近の支配の変更時点でこの改訂を適用することが出来ます。

ASU 2014-16

デリバティブ及ヘッジ（トピック 815）：株式の形で発行された複合金融商品における主契約が負債と資本のどちらにより類似しているかの判断

特定の株式種別の保有者には一般の株主とは異なる権利（転換権、償還権、議決権の力、および清算及び配当金支払優先権等）が付与されています。デリバティブの要素が組込まれた金融商品は複合金融商品と呼ばれ、サブトピック 815－10 にある条件を満たした場合には、主契約から区分し、デリバティブとして処理されなければなりません。

一つの判断基準として、主契約が負債と資本のどちらにより類似しているか、また組込デリバティブの経済的特性及びリスクが主契約に明確かつ密接に関連しているかどうかを評価する必要があります。その評価を行う際に、発行者や投資家は、区分処理の分析対象となる組込デリ

バティブの特性も含めた複合金融商品の全ての条件と特性を検討する場合もあれば、区分処理の対象である組込デリバティブを除いた複合金融商品の全ての条件と要素を検討する場合もあります。異なった方法を適用した場合には、経済的に類似した複合金融商品であっても異なる会計上の結果をもたらす事となります。

さらに、償還権付株式の評価における主契約が負債と資本のどちらにより類似しているかの決定に際しては様々な実務が行われています。

本改訂は、株式の形で発行されている複合金融商品の発行主体や投資家等全ての報告事業体に適用されます。この改訂は、非上場事業体において 2015 年 12 月 15 日以降に開始する期末会計報告より（期中報告については 2016 年 12 月 15 日以降に開始する会計年度中の期中報告より）適用されます。早期適用も認められています。

ASU 2014-15

財務諸表の表示－継続企業（サブトピック 205-40）：継続企業の前提に関わる不確実性の開示

本改訂は、経営者の責任である継続企業としての前提に関する重大な疑義の評価、および関連する開示についての指針を提示しています。経営者は各報告期間で、財務諸表が発行された日から１年以内に継続企業としての前提に重大な疑義をもたらす条件や出来事があるか否かを評価する必要があります。

この改訂は、全ての事業体において 2016 年 12 月 15 日以降に終了する期末会計報告とその後の期中報告より適用されます。

ASU 2014-14

債権－債権者による不良債権リストラクチャリング（サブトピック 310-40）：特定の政府保証住宅ローンの差押えの際の分類

特定の政府支援のローン保証プログラム、例えば連邦住宅局（FHA）及び退役軍人局（VA）等では、適格債権者は債務不履行の際に未払元本残高の全額又は一部を政府から回収出来る保証のある借手に住宅ローンを貸し付けることが出来ます。

本改訂は、全額又は一部を政府のプログラムで保証されている抵当権が差押さえられている住宅ローンの分類処理について制限を加える為に発行されました。現在、これらのローンを未保証の抵当権が差押さえられているローンと同様に不動産として再分類する債権者もいれば、他の債権へと再分類する債権者もいます。

本改訂は、FHA および VA によって保証される政府保証住宅ローンを保持する債権者に影響を与えます。この改訂は、非上場事業体において 2015 年 12 月 15 日以降に終了する期末会計報告より（期中報告については 2015 年 12 月 15 日以降に開始する会計年度中の期中報告より）適用されます。一定の条件を満たした場合、早期適用も認められています。

ASU 2014-13

連結 ― 連結対象となる担保資金調達事業体の金融資産と金融負債の測定について

トピック 810 は、報告事業体が担保資金調達事業体の主たる受益者である場合、その担保資金調達事業体を連結する事を要求しています。担保資金調達事業体とは金融資産を保有し、その資産に対する受益権を発行している変動持分事業体です。受益権の遡及権は担保資金調達事業体の保有する金融資産に限られ、又受益権は金融負債と分類されます。連結初回時には、多くの事業体は連結担保資金調達事業体の金融資産および金融負債を公正価値で評価する必要（選択も可）があります。担保資金調達事業体の金融資産の公正価値は、金融資産のみに遡及権を持つ金融負債の公正価値と異なる場合があります。この公正価値測定の差異については、担保資金調達事業体の初回連結時と、その後の資産及び負債の公正価値の測定において実務面で多様な会計処理が生じてきました。このアップデートはこの測定時の差異を扱っています。

本改訂は、サブトピック 810-10 変動持分事業体での担保資金調達事業体の連結を要求されている事業体の報告に適用されます。この改訂は、非上場事業体において 2016 年 12 月 15 日以降に終了する期末会計報告より（期中報告については 2016 年 12 月 15 日以降に開始する会計年度中の期中報告より）適用されます。早期適用も認められています。早期適用は会計年度の期首から認められています。

ASU 2014-12

報酬－株式報酬（トピック **718**）報酬目標が必要な勤務後に達成された場合の株式報酬の会計処理

株式による報酬の支払に関して、従業員が報酬を受ける為に具体的な業績目標の達成を必要とすると共に、従業員は業績目標が達成されるまで役務の提供を必要とされる場合があります。また、報酬条件の中には、従業員が必要な勤務期間を満了した後に業績目標を達成される場合でも報酬の支払を認める場合もあります。これは従業員が業績目標が達成された時点で雇用されているか否かとは関係無く報酬を得る権利を有することになります。その場合、事業体によっては、業績目標を報酬の受給権に影響を与える業績条件と考え、従って、付与日での公正価値の見積りには業績目標を反映していない場合があります。一方これらを付与日の公正価値に影響を与える受給権とは関連しない条件とみなす事業体もあります。

本改訂は、報酬目標が必要な勤務後に達成された場合の株式報酬を規定している企業の報告に適用されます。この改訂は、全ての事業体において 2015 年 12 月 15 日以降に開始する期末会計報告より（および適用される会計年度中の期間報告）適用されます。早期適用も認められています。

ASU 2014-11

金融資産の譲渡とサービシング（トピック 860）－金融商品の満期を期限とするレポ取引、買戻契約による資金調達、開示

この改訂では、金融商品の満期日を期限とするレポ取引を他のレポ契約の会計処理と同様に担保付借入金として会計処理すると規定しています。又、金融資産譲渡時に同一の相手に対して同時に行われるレポ契約（買戻契約による資金調達）は、担保付借入金として別個の会計処理を必要とするとしています。この改訂は、売却として会計処理された資産譲渡が経済的にレポ取引と同様な場合（つまり、譲渡人が取引期間を通じ実質的に全ての経済的便益を享受する）、その内容について開示することを義務付けています。また、レポ契約、有価証券貸借取引、および金融商品の満期日を期限とするレポ取引において担保の種類の開示を要求しています。

この改訂は、非上場事業体においては 2014 年 12 月 15 日以降に開始する期末会計報告より（ただし、期中報告については 2015 年 12 月 15 日以降に開始する会計年度中の期中報告より）適用されます。開示情報は適用日以前の期間において比較情報を併記する必要はありません。

ASU 2014-10

成長段階にある事業体：財務報告に関する必須事項の削除とトピック 810：連結財務諸表における変動持分事業体に関する改訂

本改訂では、米国会計基準トピック 915 から成長段階にある事業体という定義を削除する事により、成長段階の事業体とその他の事業体との区別を無くしています。また、本改訂によって、今まで必須だった成長段階にある事業体の以下の財務諸表の表示及び開示が不要となりました。

1. 損益計算書、キャッシュ· フロー、資本の部での事業開始時から現在までの累積金額の表示、
2. 財務諸表への成長段階にある企業という表示、
3. 成長段階での事業活動の説明を開示、
4. 成長段階を終えた初年度において、過年度が成長段階の企業であった旨の開示。

本改訂では、トピック 275（リスクと不確実性）が、計画されている主要な事業活動を開始していない事業体へも適用される事を明確にしました。計画されている主要な事業活動を開始していない事業体が、どの様に 275-10-50-2 が要求している開示に準拠出来るかという実例がトピック 275 に追加されました。

更に、本改訂によって 810-10-15-16 は削除されます。この 810-10-15-16 は、成長段階にある事業体は以下二つの要件を満たした場合は 810-10-15-14（a）に規定される変動持分事業体（VIE）と見なされないとされています。

（1）当該事業体への投下資本が当面の事業活動を賄うのに十分な資金であると証明された場合

（2）事業体の定款等の事業体設立に関する書類や契約上の取決めにより、追加の株式投資が可能である場合

この改訂により、変動持分事業体サブトピック 810-10（連結）の対象となる全ての事業体は、リスクのある全ての株式投資について、810-10-25-45 から 25-47 の指針に照らし定性的且つ定量的な評価を行う必要があります。

トピック 275 に関して明確化された点については遡及適用されませんが、成長段階にある事業体に関する財務諸表への表示と開示については遡及適用されます。この改訂は非公開事業体においては 2014 年 12 月 15 日以降に開始する期末会計報告より（ただし、期中報告については 2015 年 12 月 15 日以降に開始する会計年度中の期中報告より）適用されます。また、トピック 810 に関する改訂については、非上場事業体は 2016 年 12 月 15 日以降に開始する期末会計報告より（ただし、期中報告については 2017 年 12 月 15 日以降に開始する会計年度中の期中報告より）遡及適用されます。早期適用は認められています。

ASU 2014-09

顧客との契約から生じる収益（トピック６０６）

この改訂は、顧客への商品の移転、サービス又は非金融資産の譲渡に関する契約（保険契約、リース契約等、他の基準に準拠するものを除く）を締結する企業へ適用されます。本改訂により、トピック６０５“収益認識”で規定されていた収益認識要件、業界固有のガイダンスは、トピック６０６“顧客との契約から生じる収益”として編纂されました。

このガイダンスの趣旨は、企業は、顧客への約束した財又はサービスの移転を描写するように、その財又はサービスと交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価を反映する金額で、収益を認識すべきということです。この基本原則を達成する為、企業は以下の手順を適用する必要があります。

ステップ 1：顧客との契約を認識識別する

ステップ 2：契約における企業の履行義務を認識識別する

ステップ 3：取引価格を算定する

ステップ 4：取引価格を契約における各履行義務に配分する

ステップ 5：企業が履行義務を充足した時点で収益を認識する

非公開企業においてこの改訂は 2017 年 12 月 15 日以降に開始する期末会計報告より（ただし、期中報告については 2018 年 12 月 15 日以降に開始する会計年度中の期中報告より）適用されます。非公開企業に対しては、一定の制限付きで早期適用が認められています。遡及適用が要求されていますが、企業はこの改訂が指定する 2 つの遡及適用方法から選択することになります。

ASU2014-08

財務諸表表示（トピック２０５）と有形資産（トピック３６０）—非継続事業の財務報告及び企業の構成単位の処分の情報開示

この改訂は非継続事業に関する財務報告基準の変更とその開示強化を目的としています。また、非継続事業の財務報告における米国会計基準の指針に対する混乱や、一貫性のない適用の問題に対処しています。

新ガイダンスでは、事業の戦略的転換から生じる事業処分のみを非継続事業として認識します。企業のオペレーションや財務結果に著しく影響を及ぼす戦略的転換であることが前提となります。例としては、主要な地理的エリア、事業ライン、または持分法投資の処分等です。 これに加え、新ガイダンスは非継続事業の資産、負債、収益、および費用に関するより詳細な情報の開示を求めています。

非公開企業においてこの改訂は 2014 年 12 月 15 日以降に開始する会計年度の期末会計報告から適用され、その後は、期中及び期末財務諸表にて適用されます。また、早期適用も認められています。（遡及適用は不要）

ASU2014-07

連結（トピック８１０）—　共通支配下にあるリース契約に対する変動持分事業体ガイダンスの適用

この改訂は、非公開企業に対し（一定の条件が存在する場合に）共通支配下にあるリース賃貸人に対しては変動持分事業体ガイダンスを選択適用しないことを許可するものです。一方で、賃借する側の非公開企業は賃貸人との関係や、リース契約に関する一定の開示を行うこととなります。

賃借人である非公開企業が本代替処理を選択できる要件は、1）非公開企業である賃借人とリース賃貸人が共通支配下にあること、 2）非公開企業である賃借人が賃貸人とリース契約を締結していること、 3）非公開企業である賃借人と賃貸人間の全ての取引は実質的にリースに関連する活動のみであること、4）非公開企業である賃借人がリース資産に関連した賃貸人の債務に対して明確に保証または担保を提供している場合は、賃貸人のリース開始時の債務の元本がリース資産の価値を超えないこととなります。

この改訂は 2014 年 12 月 15 日以降に開始する期末会計報告より（ただし、期中報告については 2015 年 12 月 15 日以降に開始する会計年度中の期中報告より）遡及適用されます。また、早期適用も認められています。

ASU2014-06

米国会計基準の用語集の改訂

この改訂は、米国会計基準の用語集における様々なアップデートです。発行と同時に、この改訂は有効となっています。

ASU2014-05

サービス委譲契約について（トピック８５３）

サービス委譲契約とは、公的機関が空港や道路などのインフラの運営を営業者へ委譲する契約です。この改訂は、営業者がサービス委譲契約を ASC840 に基づいてリース会計処理するべきではないことを定めており、営業者は様々なサービス委譲契約の取り扱いについては他の適用可能なトピックを参照するべきとしています。また、本改訂はサービス委譲契約において使用されるインフラを営業者の有形固定資産として認識してはいけないとしています。本改訂を適用する会計年度期首に存在するサービス委譲譲与契約は、修正遡及アプローチを使うこと、会計原則の変更の開示を行うことが求められます。

この改訂は非公開企業については 2014 年 12 月 15 日以降に開始する期末会計報告より（ただし、期中報告については 2015 年 12 月 15 日以降に開始する会計年度中の期中報告より）適用されます。また、早期適用も認められています。

ASU2014-04

売掛金―債権者による不良債権処理について（サブトピック **310－40**）―担保権実行時の住宅不動産ローンの組替調整額

現行基準では、「実質的な担保の差し押さえまたは担保権実行」があった場合、債権者は住宅ローンとしての認識を中止し不動産として認識することを求めています。この改訂は、「実質的な担保の差し押さえまたは担保権実行」をより明確に定義しました。債権者が住宅ローンの付いた住宅不動産を物理的に所有しているとみなされた際に、ローンとしての認識を中止し不動産として認識することを求めています。この改訂された定義では、以下に示すいずれかのタイミングで、差し押さえ又は担保権実行が実質的に起こり、債権者は住宅ローンの付いた住宅不動産を物理的に所有するとみなします。（1）債権者が、担保権実行の差し押さえ完了をもって、住宅不動産の法的所有権を獲得したとき、（2）借り手が、差し押さえの代わりに譲渡完了又は類似の法的契約を通じてそのローンを完済することを目的に、住宅不動産に関する一切の権利を債権者に譲渡するとき。なお、追加的な開示が要求されます。

この改訂は非公開企業については 2014 年 12 月 15 日以降に開始する期末会計報告より（ただし、期中報告については 2015 年 12 月 15 日以降に開始する会計年度中の期中報告より）適用されます。また、早期適用も認められています。適用時には、修正遡及アプローチにて処理するか、遡及処理しないことが認められています。

ASU2014-03

金融派生商品とヘッジ（トピック **815**）—変動金利から固定金利払いスワップへの転換における簡易ヘッジ会計処理について

この改訂は、金融機関を除く非公開企業に対し、一定の要件を満たす場合、変動金利払いから固定金利払いへ転換するための金利スワップを簡易ヘッジ会計処理することを許可しています。

企業が簡易ヘッジ会計処理を適用した場合には、損益計算書の利息は、変動金利の借入と金利スワップをした場合とは異なり、直接に固定金利の借入を締結した場合と同様となります。さらに、簡易ヘッジ会計では、スワップの公正価値を測定する際には決済額（債務不履行リスクの検討が不要となる）を使うことを許可する等便宜的な処理を認めています。

完全遡及アプローチか修正遡及アプローチでの適用が認められています。また、本改訂適用時には会計原則の変更の開示が求められます。

この改訂は 2014 年 12 月 15 日以降に開始する期末会計報告より（ただし、期中報告については 2015 年 12 月 15 日以降に開始する会計年度中の期中報告より）適用されます。また、早期適用も認められています。

ASU2014-02

のれん、その他の無形資産（トピック３５０）—のれんの会計処理について（トピック **350**）

この改訂は、非公開企業に対し、今後、のれんを 10 年あるいは適切な理由を提示できる場合はそれ以下の年数で定額償却することを許可したものです。また、簡略化された減損テストモデルの適用も許可しています。のれんの償却を選択した場合でも、企業（または報告ユニット）の公正価値が帳簿価額下回る可能性があることを示す事象が発生した際には、のれんの減損テストを実施することが求められます。また、当該のれんの会計処理を選択した企業は、のれんの減損テストを行なうレベル（企業全体か報告ユニットか）を会計方針で規定することが求められます。

この改訂は 2014 年 12 月 15 日以降に開始する期末会計報告より（ただし、期中報告については 2015 年 12 月 15 日以降に開始する会計年度中の期中報告より）適用されます。また、早期適用も認められています。適用時に対象となるのれんは、その会計年度の期首時点で存在したのれんと期中新たに認識されたのれんになります。（遡及適用は不可）

ASU2014-01

持分法またはジョイント・ベンチャーへの投資（トピック３２３）―一定要件を満たした住宅プロジェクトへの投資の会計処理について（トピック 323）

この改訂は、一定要件を満たした住宅プロジェクトに投資する報告企業に対し、特定の条件を満たした場合に、同住宅プロジェクトへの投資を比例償却法で処理することを会計方針として採用することを許可しています。また、本改訂は企業が選択した会計方針に関わらず、すべての住宅プロジェクトへの投資について新たな開示情報を求めています。本改訂適用時には、会計原則の変更の開示が求められます。

この改訂は非公開企業について 2014 年 12 月 15 日以降に開始する期末会計報告より（ただし、期中報告については 2015 年 12 月 15 日以降に開始する会計年度中の期中報告より）遡及適用されます。また、早期適用も認められています。

2013

ASU2013-12

米国会計基準の用語集改訂- 公開企業体（Public Business Entity）に関する定義追加

この改訂は、米国会計基準の用語集に公開企業体（Public Business Entity）の定義を追加したものです。この公開企業体の定義は、将来、新しい財務ガイダンスの適用範囲を考慮する際に使用され、それらのガイダンスの公開企業体への適用の有無を明確化します。本改訂は既存の財務報告ガイダンスに影響を及ぼすものではなく、また特に発効日も設定されていません。

ASU 2013-11

税金（トピック 740）―繰越欠損金や類似の税務上の損失、又は税額控除繰越金の未認識税務ベネフィット部分の表示について

この改訂は、繰越欠損金及び類似の税務上の損失並びに税額控除繰越金の未認識税務ベネフィットについては負債として表示せず、原則繰延税金資産の減額として財務諸表上に表示するように規定しています。この改訂は非公開企業については 2014 年 12 月 15 日以降に開始する期中及び期末会計年度より適用されます。また、早期適用やも認められています。遡及適用も認められています。

ASU 2013-10

デリバティブとヘッジ - フェデラルファンド実効スワップレート（オーバーナイト· インデックス· スワップレート）の適用許可について（トピック 815）

この改訂は、ヘッジ会計処理における基準レートとして米国債レート及びロンドン銀行間貸出金利（LIBOR）の金利に加えて、フェデラルファンド実効スワップレート（オーバーナイト· インデックス· スワップレート）の適用を許可したものです。この適用は 2013 年 7 月 17 日後に締結またはヘッジ関係を再指定する取引より適用されます。

ASU 2013-09

公正価値測定 - 非公開企業の従業員給付制度の財務諸表上の開示の延期（トピック 820）

この改訂は、非公開企業の従業員給付制度が関係会社の非公開株式や制度のスポンサーが発行した非公開企業の持分証券等を保有する場合、当該持分証券等の公正価値の測定は重要な観察不能なインプット（レベル 3）に基づきますが、同インプットの定量的情報についての財務諸表上での開示を無期限に延期するものです。同改訂の適用は発行時に有効です。

ASU 2013-07

清算ベースの会計基準について（トピック **205**）

この改訂は、清算が差し迫っている場合、清算ベースの会計に基づき財務諸表を作成することを要求しています。清算ベースの財務諸表作成の要件は、(a)清算時の予想換金額にて測定することで清算時の残余財産にかかる関連情報を表示、(b)米国会計基準では認識測定されないが清算時に売却又は負債の決済に使用される資産につき資産の部にて表示、(c)これらの負債に適用される米国会計基準に基づく認識及び測定、（d）資産の売却や負債の返済にかかる費用を含め、清算過程中に発生すると予想される費用と収入を計上し個別に表示（e）事業清算計画、資産及び負債の測定において使用される重要な前提仮定、並びに清算手続き中に発生する収益及び費用の種類及び金額、及び予想される清算プロセスの期間の開示となります。適用開始は 2013 年 12 月 15 日以降に開始する会計年度中に清算が差し迫っている場合となります。また、早期適用も認められています。

ASU 2013-05

連結在外事業体の特定の子会社もしくは資産グループ、又は在外事業体に対する投資の認識中止時における累積為替換算調整額（**CTA**）に対する親会社の会計処理について（トピック **830**）

この改訂は連結在外事業体の特定の子会社又は資産グループの売却及び譲渡により実質的に財務的支配権を失い、同売却及び譲渡により完全に又は実質的完全に当該在外事業体が清算となった場合にのみ、為替換算調整勘定の累積額（CTA）について損益にて反映されるよう規定しています。持分法適用在外企業体外国法人への投資持分が売却された場合には、CTA は持分の比例分に応じて損益に認識されます。又、CTA は、段階的に達成される企業結合（すなわち、段階取得）においても支配権を取得した時点で損益認識されます。在外事業体への投資の一部または全てを売却した場合、親会社が当該在外事業体に対する財務的支配権を失った場合にのみ、累積額（CTA）について損益にて認識されます。この改訂は非公開企業については 2014 年 12 月 15 日以降に開始する会計年度（期末財務諸表より）から適用され、その後は期中及び期末財務諸表にて適用されます。また、早期適用も認められています。（遡及適用は不要）

ASU 2013-04

報告日にて債務の総額が確定している場合の共同連帯責任契約から生じる債務（トピック **406**）

この改訂同ガイダンスは、連帯債務者の共同連帯責任契約における債務額測定時に報告企業が連帯債務者と事前に合意した金額に加え、他の連帯債務者に代わって支払うであろう金額との合計額を計上することを要求しています。必要開示事項は、連帯債務者との関係や契約条件の性質の記述が含まれます。適用は非公開企業についてはの場合、2014 年 12 月 15 日以降に終了する会計年度の期中及び期末報告書より適用され、その後は期中及び期末財務諸表にて適用さ

れます。改訂は過年度に遡及的に適用する必要がありますが、当該会計方針の採用による比較表記に関し、同事実を記載した場合は、裁量が認められています。また、早期適用も許可されています。

ASU 2013-03

金融商品資産 - 非公開企業の開示情報の明確化（トピック 825）

この改訂同ガイダンスは、貸借対照表において公正価値で測定されてないものの注記開示が必要な金融商品について、一定の要件を満たす非公開企業については公正価値測定時におけるヒエラルキヒーレベルの開示が要求されていないとすることを明確にするものです。この改訂は発行と同時に有効となっています。

ASU 2013-02

包括利益 - その他の包括利益累計額から組替えられた金額の情報開示について

この改訂同ガイダンスは、財務諸表上にその他の包括利益累計額から純利益に組替えられた金額を各構成要素毎に報告開示することを要求しています。純利益が表示されている計算書又は注記において、同一報告期間中にその他の包括利益累計額から純利益に組替えられた重要な項目の影響額について、純利益が表示されている計算書にある項目毎に表示することが必要となります。現行米国会計基準によって同一報告期間中に純利益に全額組替えられないものについては、他の開示情報へクロス・レファランスされます。非上場企業の適用は 2013 年 12 月 15 日以降に開始する会計年度から適用され、その後は期中及び期末報告書に適用されます。また、早期適用も許可されています。